官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五四）　二
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五五）　三
○ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（二五六）　三
〔省　令〕
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（環境二一）　五
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（財務一九〇）　七
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同一九一～一九六）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一〇
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、生命保険契約者保護機構令和六年度決算関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五四号）（環境省）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二八号）の施行期日は令和七年九月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和九年四月一日とすることとした。

◇鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五五号）（環境省）

1　危険鳥獣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成一四年法律第八八号。以下「法」という。）第二条第六項の政令で定める鳥獣は、*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）及び*Sus scrofa*（イノシシ）とすることとした。（第一条関係）

2　緊急銃猟を実施する者の要件

㈠　緊急銃猟（麻酔銃猟であるもの以外のものに限る。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三四条の二第三項の政令で定める要件は、次のいずれにも該当することとした。

(1)　次に掲げる銃器を使用することにより緊急銃猟を実施しようとする者が、それぞれ次に定める狩猟免許を受けた者であること。

イ　装薬銃　第一種銃猟免許

ロ　空気銃　第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許

(2)　過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。

(3)　過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣（以下「危険鳥獣等」という。）の捕獲等をした経験を有する者であること。

(4)　日出前又は日没後において、緊急銃猟を建物内以外の法第三四条の二第一項に規定する住居等又はその付近において実施させるときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了した者であること。（第四条第一項関係）

㈡　緊急銃猟（麻酔銃猟であるものに限る。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三四条の二第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻酔銃と同種の麻酔銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとした。（第四条第二項関係）

3　緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続

㈠　市町村長は、法第三四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報しなければならないものとした。（第五条第一項関係）

㈡　㈠の場合において、当該場所に鉄道が敷設されているときは、㈠による通報前にその施設を管理する者に協議しなければならないものとした。（第五条第二項関係）